

居宅療養管理指導 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「介護保険事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成 25 年神奈川県条例第 20 号）」に定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条の規定に基づき、指定居宅療養管理サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定居宅療養管理指導サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人長谷川会 湘南ホスピタル
代表者氏名	理事長 木原 明子
所在地 (連絡先及び電話番号等)	神奈川県藤沢市辻堂 3 丁目 10 番 2 号 電話 0466-33-5111 ファックス番号 0466-36-5116
設立年月日	昭和 4 年 2 月 4 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	医療法人長谷川会 湘南ホスピタル
介護保険指定 事業所番号	1412200012
事業所所在地	神奈川県藤沢市辻堂 3 丁目 10 番 2 号
連絡先 相談担当者名	電話 0466-33-5111 ファックス番号 0466-36-5116 事務部長 有泉 義一

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人長谷川会湘南ホスピタルが実施する指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の事業の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にある者に対し、指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕を提供することを目的とする。
運営の方針	事業所の従事者は、利用者の有する能力に応じ、心身等の特性を踏まえ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図るものとする。 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜～土曜（祝日、12月30日から1月3日までを除く）
営業時間	8時45分～17時（月曜から金曜） 8時45分～12時15分（土曜）

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜～土曜（祝日、12月30日から1月3日までを除く）
サービス提供時間	8時45分～17時（月曜から金曜） 8時45分～12時15分（土曜） ただし、利用者および利用者家族の同意のもと、上記以外の時間帯にサービスを提供する場合があります。

(5) 事業所の職員体制

管理者	院長 木原 明子
-----	----------

① 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所

職	職務内容	人員数
医師	1 通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理（歯科医学的管理）に基づいて、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。利用者、家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導、助言を行います。 2 利用者、家族に対する指導又は助言については、文書等の交付により行うよう努めます。 3 文書等により指導、助言を行った場合は、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存し、口頭により指導、助言を行った場合は、その要点を記録します。	常勤2名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
居宅療養管理指導	要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(2) 居宅療養管理指導事業者の禁止行為

居宅療養管理指導事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について
医師による居宅療養管理指導

1回あたりの負担額	負担割合	利用者負担額 「単一建物居住者」の人数による		
		1人	2～9人	10人以上
居宅療養管理指導費（Ⅰ） 月2回まで	1割	515円	487円	446円
	2割	1,030円	974円	892円
	3割	1,545円	1,461円	1,338円
居宅療養管理指導費（Ⅱ） （医科診療報酬点数表の在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する利用者に関する居宅療養管理指導） 月2回まで	1割	299円	287円	260円
	2割	598円	574円	520円
	3割	897円	861円	780円

※（利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）事業者指定口座への振り込み （イ）利用者指定口座からの自動振替 （ウ）現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 担当する職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する職員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア	相談担当者氏名	事務部長 有泉 義一
	イ	連絡先電話番号	0466-33-5111
		同ファックス番号	0466-36-5116
	ウ	受付日及び受付時間	月曜～土曜 9時～17時

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	看護部長 小林文子
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しています。
- (5) 成年後見制度の利用を支援します。
- (6) 苦情解決体制を整備しています。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
--------------------------	--

	<p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し利用者側に重大な過失がある場合は協議の上、損害賠償額を減額又は免責できるものとします。

やむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住居地を管轄する裁判所を第1管轄裁判所とすることを予め合意します。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	株式会社 損害保険ジャパン
保険名	医師賠償責任保険
補償の概要	医療上の過失によって、患者に身体の障害が発生し、損害賠償請求を提起された場合に、患者もしくはその遺族に対し負担する賠償金を補填する。

10 身分証携行義務

居宅療養管理指導を行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 心身の状況の把握

居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12 サービス提供の記録

- ① 文書等により指導又は助言を行うように努め、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存します。口頭により指導又は助言を行った場合は、その要点を記録します。その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

13 衛生管理等

従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

14 サービス提供に関する苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定居宅療養管理指導サービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 相談及び苦情対応
相談及び苦情があった場合は原則として管理者が対応する。管理者が対応できない場合は、他職員が対応し、その内容を管理者に速やかに報告する。
 - 確認事項
利用者の氏名、サービス種類、提供年月日及び時間、提供職員、具体的な内容等
 - 回答期限の説明
相談及び苦情に対する回答期限を説明する。
 - 相談及び苦情処理
管理者を中心に相談・苦情処理のための会議を開催し問題点の整理及び今後の改善について検討し、文書による回答を作成する。管理者が利用者に対し事情説明を行い、文書を渡す。居宅介護支援事業者にも同様の文書を渡す。
マニュアルを見直し、改善点を職員に周知し再発防止を図る。
市町村や国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、改善について報告する。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地 藤沢市辻堂3丁目10番2号 電話番号 0466-33-5111 ファックス番号 0466-36-5116 受付時間 9:00~17:00
【市町村（保険者）の窓口】 藤沢市 介護保険課	所在地 藤沢市朝日町1丁目1番1号 電話番号 0466-50-3527 受付時間 9:00~17:00 (土日祝休み)
【公的団体の窓口】 神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地 横浜市西区楠町27番地1 電話番号 045-329-3400 受付時間 9:00~17:00 (土日祝休み)

15 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「介護保険事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第20号）」に定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	神奈川県藤沢市辻堂3丁目10番2号
	法人名	医療法人長谷川会
	代表者名	理事長 木原 明子 印
	事業所名	湘南ホスピタル
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印